— 東京都動物保護管理審議会答申 —

平成4年7月

本書は、平成2年10月12日東京都知事からの諮問に対して、 平成4年7月22日東京都動物保護管理審議会から答申されたもの を、関係各位の参考に供するため発行するものです。 広く御活用願えれば幸いです。

平成4年7月

東京都衛生局

東京都知事

鈴木俊一殿

東京都動物保護管理審議会会長 今泉 清

東京都における動物の適正飼養の推進策について(答申)

平成2年10月12日付2衛生獣第55号により、当審議会に対して諮問された標記の件について審議を重ねたところ、別紙のとおりの結論を得ましたので、答申いたします。

まえがき(答申に当たって)

東京都動物保護管理審議会は、平成2年10月12日東京都知事から「東京都における動物の適正飼養の推進策について」の諮問を受けた。

当審議会は、この諮問を受けて以来、各関係方面の御協力を頂きながら小委員会を設置するなどして審議を重ねてきたが、この度、審議会としての一定の結論を得るに至ったので、ここに答申するものである。

なお、審議に当たっては、都市化の急激な進展あるいは住民意識や価値観の多様化に伴い、大都市において動物の飼養に関連して様々な問題が提起されている現状を踏まえ、人と動物との調和のとれた街づくりのために、都の行うべき施策のあり方を常に念頭に置いた。

審議の途中、動物愛護思想の普及啓発を推進するという観点から、 「都は、飼養されていた犬・ねこの実験用払下げを廃止(段階的 に)すべきである。」と審議会で提言したところ、東京都は、直ち に具体的検討に移り、廃止を決定した。これは、今後の動物の保護 管理行政に係る施策を展開するうえで、大変意義深いものである。

本答申に述べる各種の提言についても、積極的に対応されるよう

望みたい。

飼い主対策	(1) 飼い主に対する強力な指導程(2) 引取り体質者に対する十分な	(4)	(5) 飼い主を明確にするための	における動物飼養のあり方	(7) 集合住宅でのルール作り	る問題		如	糞尿による問題	題	け		題	に関する問題	の問題	
	ドメがき(答由に当たって)	育Ⅰ章 動物飼養の現状 ┈┈┈┈┈┈┈		育II章 これからの都市における動物飼養の		育Ⅲ章 動物飼養に関する問題 ┈┈┈┈┈	1 飼い主の問題	(1) 飼い主責任の欠如	٦-4	(3) 集合住宅での問題	(4) 飼養動物のしつけ	(5) 隣人関係	2 動物取扱業者の問題	3 実験動物の取扱いに関する問題	4 動物保護管理行政の問題	

=	11	14	14	15	15	16	16	17	17	17	18	18	19		19	20		20	21
飼い主対策	(1) 飼い主に対する強力な指導啓発	(2) 引取り依頼者に対する十分な指導	(3) 学校教育の場における動物愛護教育の推進	(4) 社会教育の場における愛護教育等の実施	(5) 飼い主を明確にするための標識の研究、試行	(6) 多頭飼養者に対する指導の強化と規制策の研究	(7) 集合住宅でのルール作り	動物取扱業者の指導と活用	(1) 動物取扱業者を通じた飼い主指導の実施	(2) 動物取扱業者に対する監視の強化	動物実験を行っている施設に対する指導体制の確立	民間との連携と行政努力	(1) 民間協力員(仮称)の育成と活用の研究	(2) 指導員、愛護団体、獣医師等と行政との交流する機会	の確保	(3) 譲渡の拡大	(4) 飼えなくなった動物のもらい手を捜すための情報バン	クの設置	(5) 動物の立場に立って相談を受ける窓口の設置
_		\odot	•	<u> </u>	===	=	٠	83		<u> </u>	က	₩.	_	3		-	ت		=

23	人と動物との調和を求めて	第∨章
23)先進国や先進自治体の施策の研究と行政への反映 ·······	(11)
23	国への働きかけ	(10)
22	区市町村に対する支援	(6)
22	関係局(庁)間での緊密な連絡調整	(8)
21	以上の各種提言を実践する場の確保	(2)
21	繁殖制限に関する研究の推進	(9)

27

資料集

ナなどのは虫類に至るまで展示、販売されている。ペットフード等 ることなく、簡単にこれらの動物を譲り受けることができる状況に ニーズの多様 ェットランドシープドッグをはじめとして、ヘビ、トカゲ、イグア 望まれずに ップ等を通じ のペット用品については、ディスカウントストアー等でも置かれ、 様々な愛玩動物が市場に送り出されている。 ップでは、人気犬種のシーズー、シベリアンハスキー、 また、 ペットショ マスコミでは空前のペットブームと言われ、 容易に動物を飼養できる状況になった。 まれてくるこ犬・こ猫が大変多いため、 ように、 化に応える m 都民は、 近年、 ットシ

条例に基 保護及び管理に関する条例(以下「条例」という。)が昭和55年に 平成2年度、都内の犬の登録頭数は240,623頭で、東京都動物の 引取りなどで取り扱った愛玩動物の総数は、 平成2年度は31,239頭で、昭和55年のおよそ半数となっている。 施行された当時の登録数と比較すると、13%増であるが、 づき都衛生局が捕獲、

*1*С Ю このことから、都における動物の飼養状況は、少なくとも条例施 行時よりは改善されていると推測できる。しかし、その統計数値の 内訳を子細に見てみると、捨て犬・捨て猫及び動物に関する苦情件 依然として多い 数は減っておらず、不適正に動物を飼養する者が、

ことがわかる。

これからの都市における動物飼養のあり方 第Ⅱ章

٧

''

動物を飼養することは、人々の生活に喜びと潤いをもたらす。し 一定のルールに従った飼い方 動物を適正に取り扱い、動物にとっても人間にとっても快適な生活 動物を飼 が不可欠である。飼い主が動物の習性、本能等を正しく理解して、 これを実現することは、 養する者のモラルによるところが大きい。 かし、人口過密な都市環境の中では、 環境をつくることが必要である。

空間的な制約が多く存 在する。しかし、その制約の中で人と動物とが調和し、潤いのある 世界都市東京の課題の一つではなかろ 物理的、 東京都内で動物を飼うことには、 都市生活を実現することが、 うか。

動物飼養に関する問題 第Ⅲ章

と京 展 条例の中で、動物とは、「人の飼養(保管を含む。以下同じ。 これらの動物飼養に関する問題は多様であるが、 鳥類及びは虫類に属するものをいう。」 する動物で、ほ乳類、 義されており、

京都に寄せられる苦情の98%以上は犬・猫に関するものである。したがって、この答申においては、以下主として、犬・猫に係る問題について述べるものとする。

1 飼い主の問題

(1) 飼い主責任の欠如

前述のとおり動物の入手が容易であることから、比較的安易な動機で飼養を開始することが多い。日本においては、多くの場合、子供の希望がペット飼養のきっかけとなっている。最初は、動物の世話を子供が行うとしても、やがて飽きてきて、親の負担となり、飼養に対する責任感の希薄な場合はペットはやっかいものであり、不適正な飼養状態となる。

動物遺棄は厳に戒められており、 動物 また、犬及びねこの飼養 また、不妊・去勢手術を受けていない動物は、容易に繁殖 4 やがては死をもたらすことになる。動物の する。こうして生まれたこ犬・こ猫を持て余した飼い主は、 保護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下、 しかし、都市環境において犬や猫を捨てるという行為は、 拾てることになる。 こに生活する人に多大な迷惑を与えることのみならず、 最悪の場合、 (法第13条) 「袪」という。)の中では、 都に引取りを求めるか、 罰則が科せられる。 に耐え難い苦痛、

及び保管に関する基準(昭和50年総理府告示第28号)では、 大・猫の所有者は、終生飼養に努めなければならないと明記 されている。 動物愛護の意味を錯覚している飼い主のいる ことは、本当に残念なことである。

の管理能力以上に抱えてしまい、 結果的に不適正飼養の状態 その費 健康な動物を傷つけることがか このように適切な繁殖制 次から次へと生まれてくる犬・猫を自分 このような状態では、動物はもちろん 経済的に大いに苦しむこととな 日の出町で大50頭を放置 不妊・去勢手術の必要性を認識していても、 記憶に新しい。 わいそうだと考える飼い主も多い。 る。具体例としては、平成2年に、 して、飼い主が失踪した事件は、 あるいは、 こと飼い主自身も精神的、 に陥る飼い丼もいる。 限ができないまま、 用が高いと感じ、 また、 0

(2) 動物の鳴き声、糞尿による問題

動物の鳴き声、糞尿による環境汚染は生活型公害と言われている。これは、不適正な動物の飼い方が原因となっている場合が多い。東京都等の調査によると、都内の公園内の砂場には、ペットが原因と思われる犬・猫の回虫卵汚染が認められている。また、人畜共通伝染病の原因であるサルモネラやトキソプラズマなどの汚染も懸念されるところであり、多く

の都民が利用する場所におけるこれらの汚染が心配される。

項目設けられていて、猫の飼い主は、他人に迷惑をかけない が、最近特に顕著である。猫の飼養については、条例中に一 備については、けい留義務がないので、他人に迷惑をかけな いように飼養させることは、かなり難しい課題であると言え ように飼養しなければならないと規定されている。しかし、 都に寄せられる生活型公害の苦情のうち、猫に関するこ *1*00

集合住宅での問題 (3)

であるが、都民の住宅事情の厳しさが増加するにしたがって、 の問題が頻発してきた。日本の集合住宅では、住宅管理上 ろが多いが、無断で飼養する人居者も跡を絶たない。集合住 宅において、犬・猫を飼養するためには、一戸建ての住宅に のようなことから不適正な飼養状況となり、近隣とのトラブ 動物に関して、集合住宅を舞台に発生するトラブルのこと の理由で一般的に犬・猫の飼養が一律に禁止されているとこ 建物の構造も ١J また、 動物の飼養について配慮されていない。多くの飼い主は、 おける場合以上にしつけと適正な管理が要求される。 欧米に較べて集合住宅の歴史の浅い日本では、 ルを引き起こしやすい。

都営住宅の例では、特に古い庭付の住宅を新しく高層の集 合住宅に建て替える際、動物を遺棄する者が多く、周辺地域 の中で問題になっている。都営住宅では動物飼養の一律禁止 を原則としているが、住宅局に寄せられる苦情のうち、動物 に関するものは多い。 衛生局は、これまで飼い主に対して終生飼養することを指 導しているが、集合住宅でのペットトラブルに関して、解決 策を見いだすことには、多くの問題が存在する。

飼養動物のしつけ (4

ريت 特に、西欧における犬のしつけは、人が子供をしつけるの と同様に当然のこととして自然に実施されている。人間社会 の中で犬と暮らすために、人間が犬を厳しくしつけることは 厳格なものではなく、その平均的レベルは残念ながら低い。 日本における一般愛玩動物のしつけは、西欧におけるほ 当然のことと考えられている。

このことを十分考慮する必要がある。 この違いは、愛玩動物に対する基本的な考え方の違いによ るものであるが、都に寄せられる動物に関する生活型公害の 苦情の多くは、不十分なしつけが原因で発生しており、解決 策を考えていく場合は、

隣人関係 (2)

隣人の生活に対して余り干渉しないことが、都市生活の特徴の一つであるが、これが同時に問題を引き起こす原因ともなっている。

過密な都市にあっては、隣人との距離は近いが、意志の疎通が不足しているために、動物に関する苦情が、殊更増幅されて訴えられることもある。

しかし、それ故に、飼い主のマナーと近隣への気配りの良否が、都市においては、特に問われるのである。

動物の飼養についても、地域で住民が十分話し合い、共に理解し合うことが、まず重要である。

2 動物取扱業者の問題

都では、条例によって動物取扱業を届出制としている。現在、動物取扱業者をめぐる大きな問題は発生していないが、臭気、鳴き声、汚物等による生活環境への影響と動物の取扱いについては、問題が発生しやすい。しかし、このことに関して、行政が日常的に業者を指導することは、現在の制度上では難しい状況になっている。

特異な事例であるが、平成3年に露店営業の動物販売業者によって動物が虐待されたと疑われる事件が発生した。

また、都民が動物を入手する場合に、その動物の飼養方法に関して最初に相談を持ちかける所は、一般的に動物販売業者である。この時点で、業者の多くが都民に対して適切なアドバイスをしているとは言い難く、飼い始めという最も大事な時期に、飼い主に対し必要な知識を提供していないという現状がある。

3 実験動物の取扱いに関する問題

昨今実験動物の取扱いに対する各種の世論が高まっている。 都は、従来から犬・猫の払下げ契約をした施設を対象に、監視、 指導を行ってきているが、実験動物を取り扱っている施設の一 部には、不適正な取扱いを行っている所があるとの指摘がされ ている。 動物実験のあり方については研究者自ら慎重に考えるべき問題であるが、その実験に供される動物の日常的な取扱い、管理に関して監視するシステムが必要であるとも言える。

4 動物保護管理行政の問題

行政施策については、次に掲げる問題を指摘することができ

%

第一に、犬・猫の引取り制度についてである。都道府県の犬

・猫の引取り義務は法で定められており、捨て犬・捨て猫の防止を目的としているが、反面、住民は安易に行政に犬・猫の引取りを求めるようにもなってしまっている。この制度は、都が終生飼養を指導したり、繁殖制限の普及啓発を推進する場合の矛盾点となっている。引取り制度には、このような問題をはらんでいることを十分理解しておく必要がある。

第二に、行政による普及啓発の方法である。都は、適正飼養の普及啓発を学校、狂犬病予防集合注射会場、ふれあい教室等で実施している。しかし、現状の項で述べたとおり、捨て犬・捨て猫の数と動物に関する苦情の数の変化をみてみると、普及啓発の効果が十分であるとは言い難い。

第三に、動物愛護の観点からの問題処理システムについてである。動物に関して問題が発生した場合、現在は動物の立場に立って問題を処理するシステムがない。動物の習性を考えると、起こるべくして起こった事件でも、動物側の視点からの専門的な分析がないと、真の原因解明は難しい。ともすれば、当該動物を処分すれば、事足りるということになりがちである。動物に責任を転嫁することによって、飼い主の落ち度を不問にしているとすれば、問題である。よって、動物の習性を考慮した真の原因分析を行うことは、重要である。

第四に、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく登録制度についてであるが、犬の登録は、犬の動態把握のために現在狂犬病予防法によって年1回犬の所有者に義務づけられている。しかし、犬は、適正に飼養管理すれば、15年以上生きる動物であることから、毎年手数料を徴収して登録を行う現行のやり方は、飼い主側からみれば、必ずしも合理的な方法とは言えない。もっと別の手段を考える必要はないだろうか。

また、飼い主は登録の際発行される鑑札を犬に装着しなければならないが、実際にはそれを犬に付けていない人が、非常に多い。これは、鑑札が構造上付けにくくて、取れやすいためである。鑑札を発行しても、飼い犬に付けてもらわなければ意味がない。鑑札を付けていなければ、捨てられた犬や逸走している犬の飼い主を特定することは不可能である。

最後に、都の担当者の自己研さんの機会についてである。欧 米の都市における愛玩動物の飼養管理状況は、日本に較べて良 好であると言われている。また、都における動物管理事務所の ような施設が、ボランティア組織により運営されていることな ど、動物保護管理の分野でも、見習うべきものが多い。しかし、 過去この分野で都から海外に派遣された職員がいないことは、 今後の愛護行政を進める上でも残念な状況と言える。

適正な飼養の推進策 第Ⅳ章

これまで述べてきたような問題を解決するために、今後、都は、 以下の1から4の施策を強力に推進していくべきである。

飼い主対策

施策を拡大発展させ、同時にその普及と啓発の効率を高めてい 何よりも重要であ ければならないかという最も基本的なことを飼い主が認識する ことが必要である。このためには、都が従来から展開してきた る。つまり、人間がペットと共に生きるためにどうしていかな 行政が飼い主に正しい知識を提供し、モラルの向上を図り、 飼い主自身にその責任を自覚させることは、 かなければならない。

飼い主に対する強力な指導啓発 \equiv

より 都は、ポスター、パンフレット、広報紙等を通じて飼い主 直接的に都民を指導啓発する施策が必要である。そのために は、都も、それぞれの地域において講習会を開催するなどし て飼い主に対して直接、実践的で具体的なことを実習をまじ 現在の施策に加えて、例えば次のような事業を実施する必要 えて指導していくことが望ましい。そのための施策として、 に適正飼養の普及啓発を行っているが、それに加えて、 がある。

- 適正飼養講習会の実施
- 動物のしつけ方教室の実施
- 動物の健康管理に関する講習会の実施

また、様々なメディアを積極的に利用することにより飼い 主へのアプローチを多角的に行い、従来から行っている普及 講習会やその他の指導啓発に当たっては、以下のこ 量的に充実していかなければならない。 啓発活動を質的、 なお、

寿命の尽きるまで動物を飼養し続けることの意義 1

とに重点を置いて行うべきである。

犬・捨て猫が減らないのは、終生飼養に対する飼い主の認 識が足りないことが原因であるので、飼い主に対して、寿 終生飼養は、飼い主の守るべき責務の基本である。捨て 命の尽きるまで動物を飼うことの大切さを強く訴えかけて いかなければならない。

動物のしつけ方、動物をコントロールする方法 ~

動物愛護に関する先進国に較べて、日本はこの分野で遅 れている。動物を正しくしつけることにより動物の行動を コントロールし、人口過密な都市環境下における動物飼養 これにより、動物による生活型公害の発 生を未然に防止する必要がある。 の適正化を図る。

ウ 動物の健康管理と人畜共通伝染病に関すること

動物の疾病や人畜共通伝染病の早期発見、予防をするために、その知識、情報をより豊富にわかりやすい方法で飼い主に提供する必要がある。

エ 繁殖制限措置の重要性

捨て犬・捨て猫のうち、こ犬・こ猫は大きな割合を占める。生まれてしまって、その処理に困るより、生まれる前に手を打つことが重要である。不妊・去勢手術等の普及は、捨て犬・捨て猫を防止する上で効果的である。これに関するPRを反復的に実施するとともに、区市の不妊去勢手術費助成制度に関する情報を飼い主に提供する。また、不妊キャンペーンを実施して、都民のこの問題に対する意識の向上を図る必要がある。

オ 飼養管理上、必要なマナーに関して

生活型公害を未然に防止するためには、動物を飼養する一人ひとりが、他人に迷惑をかけないように自覚して、社会的にマナーを欠くことがないようにすることが大切である。この基本的なマナーについて、飼い主に強く訴えかけていく必要がある。例えば、犬を散歩させる時の糞の始末などは、飼い主が守るべき最低限のマナーである。

(2) 引取り依頼者に対する十分な指導

大・猫を不用意に繁殖させたり、安易な動機で大・猫の引取りを求める飼い主が跡を絶たない。都の窓口において引取りを依頼する飼い主に終生飼養・譲渡の方法を指導し、犬・猫に不妊・去勢手術を受けさせることは、再び引取り依頼をさせないためにも必要である。

(3) 学校教育の場における動物愛護教育の推進

幼い頃から、動物たちとのかかわりを通して、動物に対する優しい心を育て、生命尊重や動物に対する責任感を養うことは大切なことである。そのためには、都の条例の基本的な考え方を元にして、人が動物と共に生きていくための具体的な方法や知恵を子供たちに教えていく必要がある。

今後、東京都の各局(庁)が互いに連携して、例えば、次のような施策を展開する必要がある。

- ア 都では、保育園等を対象に「動物ふれあい教室」を実施し、小学校には「動物愛護読本」を配布しているが、この事業を拡大、発展させていくこと。
- イ 首導犬や聴導犬の活躍ぶり等を子供たちに見せたり、動物に関する巡回相談を行ったりして、子供たちが、実際に体験して感動を覚えるような実地教育を新たに実施するこ

か。

ウ 誰にも感動を与えるような犬・猫を顕彰し、動物を愛護する精神を広くはぐくむようにすること。

なお、最近、小学校の指導要領が変更されたが、今後、動物愛護教育が、新教育制度の中に積極的に取り入れられていくことを期待する。

(4) 社会教育の場における愛護教育等の実施

大・猫の問題は、地域ぐるみで考えていく必要がある。そのためには地域の社会教育の場(青少年健全育成委員会等)で問題提起をし、動物愛護、適正飼養に関することを学習する機会を広げていかなければならない。

(5) 飼い主を明確にするための標識の研究、試行

捨て犬・捨て猫、逸走犬、所有者不明の猫の飼い主を特定し、強力に指導したり、罰則の適用を効果的にするためには、新しい個体識別の方法を研究することが必要である。

ア 最新の個体識別の方法についての研究

米国では、動物の個体識別用の極小の標識が既に実用化されている。この標識を動物の皮下に注射器で埋め込むと、半永久的に個体情報を読み取り器で読み取ることができる。このマイクロエレクトロニクスを利用した登録認識システ

ム等を東京で飼養されている犬・猫に応用するために、調査、検討を行っていくことが望まれる。

イ 猫の標識についての研究

猫については、登録義務がないので、特に所有者責任が 不明確になりやすく、簡便に識別できる方法として、例えば首輪などの使用を検討する必要がある。

(6) 多頭飼養者に対する指導の強化と規制策の研究

飼い主が無計画に動物を繁殖させ、多頭化させる前に、適切な指導をすることが重要である。つまり、飼い主の管理能力を越えた数の飼養を規制する何らかの方法について、多方面から研究を進めていくことが必要である。

(7) 集合住宅でのルール作り

現在は、大部分の集合住宅では動物を飼うことが一律に禁止されているにもかかわらず、犬・猫を飼養する人は跡を絶たない。また、飼い主が住宅事情から飼養が禁止されている住宅に転居せざるを得ない場合、終生飼養は不可能となり、手放さざるを得ない状況になる。

こうした状況に対応するためには、全居住者が納得できる管理規約を作り、動物を飼っている人と飼っていないとが、互いに歩みよることが切望される。

社団法人東京都動物保護管理協会では、マンション等にお

けるペット飼育細則のモデル案を提示しているが、都でも管

理規約を作る際に参考となるようなペット飼養規則のモデル

を広く示し、関係者の合意による解決を促す必要がある。

2 動物取扱業者の指導と活用

動物販売業者から犬・猫を購入して、飼養を開始する都民は多い。都民に対する普及啓発を効果的に実施するためには、この動物販売業者を通じて働きかけることが望まれる。

(1) 動物取扱業者を通じた飼い主指導の実施

業者が都民に対して動物を売る際、動物を実際に飼える状況にあるのかどうか、業者が自主的に確認することが望ましい。また、実際に飼いはじめる段階で、業者が適正飼養に関する正しい知識を都民に伝達することが重要である。

そのために、都は業者に適切な情報を適時提供し、指導して、その社会的責任を十分達成し得るよう努めることが必要である。

(2) 動物取扱業者に対する監視の強化

動物取扱業者が飼い主に対して指導を行うための前提として、業者自身が、適正飼養の実践者でなければならない。そ

のために、現在の届出制度を活用して、業者に対するきめの細かい指導を期待したい。

なお、特に悪質な業者については、必要に応じて公表するなどの社会的制裁を与えるようにすべきである。

3 動物実験を行っている施設に対する指導体制の確立

都は法に基づき業務を行っているが、現在、実験動物施設を 監視、指導するシステムはない。欧米で、もはや常識となった 動物愛護の観点からの実験動物の取扱いの適正化は、新たな行 政課題である。世論の高まりの中、都はこの分野でもその役割 を認識し、実践していかなければならない。具体的には、実験 動物施設における動物の取扱いを常時監視、指導するシステム を国と協議しながら確立していく必要がある。

4 民間との連携と行政努力

動物愛護の施策を効果的に実施していくためには、民間の力を活用していくことが重要である。まず、民間の活力を行政施策に導入しやすいシステムを作り、この分野での人材を育成することが必要である。

だた、行政自身も実施中の施策を見直しながら、絶えず自己

改革の努力をしていかなければならない。

(1) 民間協力員(仮称)の育成と活用の研究

草の根レベルで維続した動物愛護や適正飼養の啓発活動を行うことは重要である。例えば、動物飼養の専門知識のある人が、飼い方の質問を受けて指導したり、不適正な飼い方をしている人に注意をして改めてもらうことは、極めて有効である。

このようなことのできる人材を育成するために、例えば、 獣医師、各種の愛護団体会員、愛玩動物飼養管理士(社団法 人日本愛玩動物協会認定)、地元有識者・町内会役員等を対 象に講習を行う必要がある。そして、講習会終了者を民間協 力員として、有効に活用していく方法を研究していかなけれ ばならない。また、民間協力員の育成のためには、民間協力 員を指導できる指導員をまず最初に育成する必要がある。

(2) 指導員、愛護団体、獣医師等と行政との交流する機会の確保

民間の力を活用した事業を円滑に遂行するためには、関係機関との情報交換が、十分に行われていなければならない。そのために、指導員、愛護団体、獣医師等と行政の代表が、定期的に交流する機会を持つことが望ましい。

(3) 譲渡の拡大

現在、都では、引き取られた犬・猫にできるだけ延命の機会を与えるために、都内3事業所で、こ犬・こ猫を都民に譲渡しているが、この事業の発展、拡大を図っていくことが必要である。

- ア 現在、譲渡を行っている所は、交通の便が悪い所なので、 もっと都民が利用しやすい場所において実施することを切 望する。
- イ 実施方法を再検討する。つまり、対象動物を成犬・成猫まで広げ、可能な範囲内で不妊・去勢手術を実施した後に譲渡していくとよい。
- ウ 都民に譲渡事業をもっとPRして、譲渡数を増加させる 必要がある。
- (4) 飼えなくなった動物のもらい手を捜すための情報バンクの設置

動物の飼養が困難となったとき、行政に引取りを求める前に、飼い主自身が、自主的に動物の譲渡を行うことが、もっとも望ましいあり方である。

都は、それを側面から支援するために、動物を譲りたい人ともらいたい人の情報を一元的に管理して、両者を結びつけ

-21-

るための情報システムを設置し、都民が自由に情報を入手できるようにする必要がある。

(5) 動物の立場に立って相談を受ける窓口の設置

動物に関して問題が発生した場合、飼い主の多くは、動物に責任を転嫁して問題の解決を図ろうとするが、動物の立場に立って問題の処理を考えることも必要である。そのための専門の相談窓口を設置し、動物愛護の向上を図ることが望ましい。

また、都民にとって身近な自治体である区市町村において、動物に関する相談窓口を充実させる必要があるので、都は、区市町村に対して、その相談体制の整備のために支援を行うべきである。

(6) 繁殖制限に関する研究の推進

現在、一般的に行われている繁殖制限は、外科手術によって精巣又は卵巣を除去する方法であるが、この他にホルモンをコントロールする方法など、安価で容易な繁殖制限の方法を、都は積極的に研究していくべきである。

(7) 以上の各種提言を実践する場の確保

現在、都が動物愛護行政を行うために拠点としている動物管理事務所、動物愛護センターでは、狂犬病予防のための犬

の捕獲から処分までを愛護行政と同時に実施している。

しかし、これまで提言してきたことを既存の施設で実施することは、諸条件を考慮すると、大変難しいと言わざるを得ない。そこで、都民が気楽に立ち寄ることのできる交通の便利な場所に明るいイメージの愛護事業専用の施設を設置して、各種施策を効果的に実践していくことを望みたい。また、そこを民間協力員活動の拠点とするなど、都民に開かれた施設とすることが必要である。

(8) 関係局(庁)間での緊密な連絡調整

間にまたがる問題が多い。従って、 住宅局とは集合住宅に関して、 電厅 各局 建設局とは公園の管理上の問 緊密に連絡を取り合いながら動物に関する施 小筱、 都における動物に関する行政は、衛生局に止まらず、 衛生局が単独で施策を展開するだけでは不十分であり、 (庁) の施策と整合性を持たせることが重要である。 い部局に及んでいる。例えば、 教育庁とは学校教育に関して、 (正) 策を実施する必要がある。 各局 題に関して等、 各局 (庁) が、

(9) 区市町村に対する支援

地域環境や飼養の実情に則して、区市町村が地域に密着した独自の施策を実施する場合、都は、その施策が効果的に実

施されるように、技術的指導や広報活動等の支援を行うべきである。

(10) 国への働きかけ

登録制度の改善や実験動物施設の監視、指導体制の確立等については、都は積極的に国(厚生省、総理府等)に働きかけるべきである。

(1) 先進国や先進自治体の施策の研究と行政への反映

国内、国外を問わず、進んだ行政施策を十分に研究して、現状の改善に努めなければならない。関係職員を定期的に研修のために先進諸国へ派遣することなどにより積極的に当該諸国の状況の情報を収集することが望まれる。

第∇章 人と動物との調和を求めて

日本は欧米に比べて、動物愛護の面で遅れているとの意見をよく耳にするが、はたしてそうだろうか。事実、遅れている部分も多々あるが、国によって文化や価値観等が異なっている場合もあり、諸外国の考え方をそのまま受け入れるには困難な面もあろう。今後の施策の展開に当たって、動物愛護の先進国の現状を良く見聞し、良い所は受入れ、場合によっては日本の文化に合うように作り変える

ことなども必要であろう。内外からの批判に対しても、現状を正しく認識し、適切な対応をすべきである。 本来、動物愛護の精神は、行政の指導によって押しつけるべきものではなく、人それぞれの経験や知識そして感性等により自然に培われていくものである。

しかし、東京都のような大都市社会において動物を飼うには、飼養環境などで問題が生じやすい。現在の動物に関するトラブルの多くは、過密都市における不適正な動物の飼養が原因となる場合が多く、都が、飼い主の守るべき最低限のルールを普及啓発することは重要である。

動物を飼養していない人にも、動物の飼養についての理解を得ることは、人と動物との調和のある街づくりを進めるために重要なことである。

以上の点から、動物の本能、習性を正しく理解するための普及啓発活動は、動物の飼い主に限らず、都民全体を対象として実施することが必要である。動物の飼養者は経験からある程度、動物の本能、習性を理解しているが、やはり、獣医師等専門的な知識や技術を持った人が指導、助言して行くことが必要であり、行政と民間団体とが連携を保ちつつ普及啓発活動を実施することが望ましい。

これまでの提言については、一朝一夕には実現できない部分もあると思われるが、可能なものから順次実施に移し、都民の間に動物

の正しい飼い方について考える気運の高揚を図る必要がある。

都民全体が動物に対する理解と愛情を持つことができれば、やすらぎと潤いに満ちた「人と動物との調和のとれた街づくり」が実現できると確信する。